

令和4年第2回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和4年6月6日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認について(令和3年度五霞町一般会計補正予算(第12号))
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認について(五霞町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認について(五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 9 議案第34号 工事請負契約の締結について(令和4年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等電気設備更新工事)
- 日程第10 議案第35号 町道路線の変更について
- 日程第11 議案第36号 利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第12 議案第37号 令和4年度五霞町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第38号 令和4年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第39号 令和4年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 報告第 1号 令和3年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第16 報告第 2号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第17 報告第 3号 令和3年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第18 報告第 4号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和3年度経営状況の

報告

日程第19 発議第 3号 五霞町議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
総 務 課 長	大 関 千 章 君	まちづくり 戦 略 課 長	鳩 貝 浩 之 君
会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君	健康福祉課長	荒 井 富美子 君
生活安全課長	古 郡 健 司 君	都市建設課長	大 橋 勝 君
産業課長兼 農業委員会 事務局 長	笈 沼 光 行 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君
上下水道課長	松 村 聖 市 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 口 啓 一	書 記	田 中 孝 平
書 記	伊 藤 弘 美		

開会 午前10時00分

◎開会宣告及び議長挨拶

○議長（新井 庫君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第2回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

間もなく梅雨入りですが、先月より30度を超える日もあり、今から熱中症への対策を行っていかねばならないと感じております。

さて、この時期の雨につきましては、夏場の飲料水等、生活用水の確保や水稻など農作物への影響も考え、一定量の降雨は確保したいところではあります。しかし、昨年7月の静岡県熱海市における大規模土石流の発生など、線状降水帯を伴う豪雨が、季節や場所を問わず発生しております。特に、最近の傾向として、豪雨は頻発化、激甚化、局地化しており、いつどこで発生してもおかしくない状況ですので、各自が常日ごろより、災害に対する意識を高め、日々生活することが重要であると思います。また、コロナ感染症対策ですが、高齢者等に対し4回目のワクチン接種が今後予定されております。改めまして、ワクチン接種に従事いただきます医療従事者の皆様、並びに町長初め町職員の皆様に対し、深く感謝申し上げますとともに、接種業務が円滑に進められますようお願い申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、誠に御苦労さまです。本定例会においても、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で開催させていただきますので、検温、マスクの着用、場内換気の実施など、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本定例会には専決処分の承認、条例制定、各会計補正予算等の案件が提出されております。また、発議としまして、議会会議規則の一部改正に関する規則も提出いたしましたので、議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、本定例会開催にあたり、去る5月20日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙令和4年第2回五霞町議会定例会会期及び提出議案等が協議されておりますので御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）どうも皆様、改めておはようございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和4年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま議長のほうからお話がありましたが、6月定例会を迎えるころとなりますと、梅雨入りが間近となってまいります。利根川、江戸川等、河川の出水期ともなり、毎年各地で災害が発生し甚大な被害をもたらしております。今年もまたコロナも終息しておりませんので、コロナとの複合災害の対応、これをしっかりと進めてまいりたいと思います。

そして、住民の皆様を初め、議員各位におかれましてもお一人お一人が災害に備える心構えとして、自分の命は自分で守る、この姿勢を持って対処していただきたいと思えます。

そのような中で昨日、利根川栗橋流域水防事務組合では、これからの災害シーズンの不測の事態に備えるため、水防訓練を大利根のカスリーン公園を会場に実施いたしました。昨年、一昨年とコロナ感染症防止のために、中止となり、実に2年ぶりに開催をさせていただきました。開催規模等も縮小して、また十分な感染対策をして、実施をし、5構成市町より150名の水防団員が参加をいたしまして、水防活動に必要な知識や、また水防技術の習得等、訓練の実施をさせていただきました。災害体制の充実、これも本町でもしっかりと今後進めてまいりたいと考えております。

さて、そのような中で本定例会を迎えるわけですが、本定例会には執行部といたしましては、専決処分の承認が3件、条例の制定が1件、工事請負契約の締結が1件、町道路線の変更が1件、利根川栗橋流域水防事務組合理約の変更が1件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算が3件、報告といたしまして、令和3年度一般会計及び特別会計繰越計算書の報告が3件、株式会社五霞まちづくり交流センター令和3年度経営状況の報告が1件の合計14件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎開議の宣告

- 議長（新井 庫君）これから本日の会議を開きます。
会議規則第 20 条による議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（新井 庫君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第 120 条の規定により、4 番 山本芳秀君、10 番 樋下周一郎君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（新井 庫君）日程第 2、会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期を本日 6 日から 13 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日 6 月 6 日から 6 月 13 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（新井 庫君）日程第 3、諸般の報告をいたします。
地方自治法の規定に基づく定期監査及び例月出納検査の結果について、地方自治法第 199 条第 9 項及び第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配布しております。後ほど御確認ください。
続きまして、地方自治法第 121 条の規定による、本日の議案説明員を報告いたします。町長、副町長、関係課長等が出席しています。なお、本日、教育長は欠席となります。そのほか、写真撮影のため、まちづくり戦略課 山藤主事の入場を許可しております。また、本定例会における本会議の様様を役場庁舎内において中継配信を行うとともに、

後日、町ホームページを通じて、録画映像の配信も行わせていただきますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

本日の傍聴人は1名ですので御報告いたします。

傍聴席の方をお願い申し上げます。傍聴席が撮影の範囲に入ることもございますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）これより議事に入ります。

初めに、承認第2号 専決処分の承認について（令和3年度五霞町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第2号 令和3年度五霞町一般会計補正予算（第12号）につきまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の創設に伴う対応のため専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,374万9,000円を追加し、総額をそれぞれ54億7,952万6,000円としたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）それでは議案書の5ページをお願いいたします。

令和3年度五霞町一般会計補正予算（12号）でございます。

第1条第1項でございますが、先ほど町長の提案理由にありました追加の補正であります。

それから第2項といたしまして補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入でございます。

9款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金、1,374万9,000円の追加でございます。地方税法附則第63条及び附則第64条の規定による、課税標準額の特例により生じる市区町村の固定資産税等の減収を補てんするため、同法の規定により、特別交付金が公布されたものでございます。

11 ページをお願いいたします。歳出でございます。

12 款諸支出金1項1目基金費につきましては、歳入で御説明いたしました地方特例交付金について、財政調整基金へ積み立てるため、積立金1,374万9,000円を計上したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分といたしましたので御承認のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第2号を採決いたします。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第2号 専決処分の承認について（令和3年度五霞町一般会計補正予算（第12号））は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、承認第3号 専決処分の承認について（五霞町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第3号につきましては、五霞町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

国においては、現下の経済情勢等を踏まえ令和4年度の税制改正が行われました。

今回改正された町税にかかわる主なものとしては、住宅借入金等特別税額控除の延長

等に伴う措置、土地にかかわる固定資産税の負担調整措置の見直しなどの関係法令法律等の整備、改正が行われております。

これら町税条例の上位法令である地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されました。これらに伴い五霞町税条例等の一部を改正する条例を令和4年4月1日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）それでは承認第3号について御説明いたします。

議案書の12ページをお願いします。

令和4年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行により、五霞町税条例の改正が必要になったことに伴う改正でございます。

なお、今回の改正については2条での構成による改正となっております。

まず第1条が五霞町税条例、第2条が令和3年3月31日付けで専決処分を可決いただきました五霞町税条例等の一部を改正する条例を改正したものでございます。主な改正点につきましては、議案書の19ページ以降の新旧対照表により、説明をさせていただきます。

それでは、19ページをお願いします。改正部分につきましては下線で示した部分でございます。第33条第4項、所得割の課税標準でございます。左側の改正案の2行目に確定申告書と記載がありますとおり特定配当等を申告する際に、確定申告書の記載によってのみ総合課税又は分離課税を適用するものでございます。以下の同条第6項においても同様でございます。

次に、23ページをお願いします。下段の第34条の9第1項の配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除における改正でございます。こちらにも改正文中に確定申告書とありますとおり総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除、確定申告書の記載によって行うものでございます。

次に、25ページをお願いします。上段の第36条の2第1項の町民税の申告の改正でございます。こちらは公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

次に、26ページをお願いします。中段の第36条の3の2の個人の町民税に係る給与所得者の扶養等親族申告書における改正でございます。同申告書の記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものでございます。

次に、30ページをお願いします。上段の附則第7条の3の2の改正でございます。こちらは、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しでございます。

次に、34ページをお願いします。上段の附則第12条の改正でございます。令和4年

度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の 5.0%から 2.5%とする改正で
ございます。また 39 ページ上段の第 1 条では施行期日を規定しております。

続いて 42 ページをお願いします。こちらが第 2 条による改正部分でございます。こ
れは令和 3 年 3 月 31 日、条例第 14 号の五霞町税条例等の一部を改正する条例を改正し
たものでございます。こちらも改正となった箇所は下線を引いた部分です。

なお、第 2 条の改正は、法改正に伴う参照条項の追加等への対応でございます。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町税条例等の一部改正でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 3 号を採決いたします。

承認第 3 号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 3 号 専決処分の承認について（五霞町税条例等の一部を改正する条
例）は原案のとおり承認されました。

◎承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、承認第 4 号 専決処分の承認について（五霞町国民健康
保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第 4 号につきましては、五霞町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

先ほど御承認いただきました五霞町税条例等の一部を改正する条例と同様に、町条例の上位法令である地方税法等の一部を改正する法律等の令和4年3月31日公布。原則として令和4年4月1日施行に伴い、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和4年4月1日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）続いて町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）それでは、承認第4号について御説明いたします。

議案書43ページをお願いします。

令和4年3月31日に公布された、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、五霞町国民健康保険税条例の改正が必要になったことに伴う改正でございます。

主な改正点につきましては、議案書46ページ以降の新旧対照表により説明させていただきます。

それでは、46ページをお願いします。

改正部分につきましては下線で示した部分でございます。第2条第2項及び第3項、基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に引き上げる改正でございます。以下の第21条も同様でございます。

次に、48ページをお願いします。

施行期日でございます。第1条で、この条例は令和4年4月1日に施行し、第2条で令和3年度分までは従前の例を規定しております。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第4号を採決いたします。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第4号 専決処分の承認について（五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について御提案を申し上げます。

内閣府から地方公共団体における押印見直しマニュアルが発出されたことを受け、行政手続の簡素化及び効率化を図るため、関係する条例について、押印を廃止する改正を一括で行うために条例を制定するものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例は、付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 34 号 工事請負契約の締結について（令和 4 年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等電気設備更新工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 34 号について御提案申し上げます。

令和 4 年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等電気設備更新工事に係る建設工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（松村聖市君）議案第 34 号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 56 ページをお開き願います。令和 4 年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等電気設備更新工事につきましては、五霞町ストックマネジメント計画に基づく更新工事でございます。

工期につきましては、議決日の翌日から、令和 6 年 3 月 22 日までの間を予定しております。

契約の目的は令和 4 年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等電気設備更新工事の請負契約の締結でございます。

契約の方法といたしましては、指名競争入札によるものでございます。

契約金額は消費税を含めまして 1 億 3,299 万円でございます。

契約の相手方は栃木県小山市城北 2 丁目 3 番地 10、明協電機株式会社北関東営業所、所長 中野 浩でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2 番、黛丈夫君。

○2 番（黛 丈夫君）質問させていただきます。

指名競争入札ということなのですが、指名会社数と、あと応札された会社数、予定価格に対する落札比率をお教えください。

○議長（新井 庫君）上下水道課長。

○上下水道課長（松村聖市君）指名いたしました業者につきましては9社でございます。

応札に参加しました業者につきましては、7社、2社辞退でございます。

落札率につきましては98.3%でございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）2番 篠田 丈夫君。

○2番（篠田 丈夫君）ありがとうございました。

かなり専門性を有する工事ですし、また稼働中の設備を工事されると思いますので、費用もそれなりにかかると思います。オーバーしなくてよかったなと思っています。確実な作業をやるため、この会社の経歴を拝見しましたら、かなりやられているので、その辺は問題ないと思いますけれども、工期に向けて事故のないようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第34号 工事請負契約の締結について（令和4年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等電気設備更新工事）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第35号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（染谷森雄君）議案第 35 号 町道路線の変更について御提案申し上げます。

今回、路線の変更をお願いいたします町道は山王地内の町道 1577 号線、1 路線でございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 35 号は、会議規則第 37 条の規定によりお手元へ配付いたしております、常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 町道路線の変更については、付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 36 号 利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（染谷森雄君）議案第 36 号 利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更する規約について御提案申し上げます。

久喜市の土地区画整理事業の換地処分により新たな町の名称と区域が変更され、地番が整理されたことから、地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、利根川栗橋流域水防事務組合理約を一部変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）生活安全課長の補足をお願いします。

生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）議案第 36 号 利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書 64 ページをお開きください。

久喜市都市計画事業栗橋駅西土地区画整理事業の換地処分により令和4年3月19日から新たな町の名称と区域が変更され地番が整備されました。

また、西大輪土地区画整理事業の換地処分により平成21年11月28日から新たな町の名称と区域が変更され、地番が整理されておりました。これらの事由により、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更するものでございます。

議案書66ページをお開きください。それでは変更の内容について新旧対照表により御説明を申し上げます。施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございます。

別表第3における改正は、土地区画整理事業の換地処分により南栗橋12丁目を南栗橋12丁目、伊坂北1丁目、伊坂北2丁目、伊坂中央1丁目、伊坂中央2丁目、伊坂南1丁目、伊坂南2丁目、伊坂南3丁目、松永1丁目に、鷺宮6丁目の一部を鷺宮6丁目の一部、西大輪1丁目、西大輪2丁目、西大輪3丁目、西大輪4丁目、西大輪5丁目に改め、新たな町の名称を追加するものでございます。

議案第36条の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）着席願います。

議案第36号 利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号～議案第 39 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第 37 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 38 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）並びに議案第 39 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号から議案第 39 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 37 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 38 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 39 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 37 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2,694 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 44 億 2,694 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 38 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 33 万円を追加し、総額をそれぞれ 7 億 9,533 万円とするものでございます。

次に、議案第 39 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 740 万円を追加し、総額をそれぞれ 6 億 4,268 万 7,000 円とするものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 37 号から議案第 39 号までは、会議規則第 37 条の規定に基づきお手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託い

たしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって議案第 37 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 38 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）並びに議案第 39 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）までは、付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（新井 庫君）続いて、報告第 1 号 令和 3 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第 1 号 令和 3 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、御報告をいたします。

繰り越した事業は 8 事業、金額につきましては 8,615 万 6,000 円となります。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）議案書の 99 ページをお願いいたします。

表の上段から申し上げます。

2 款総務費、1 項公会計事業 57 万 7,000 円でございますが、公会計システムの機器の入れかえに当たり、半導体不足により機器の調達に遅延が生じたため委託料を繰り越したものでございます。財源は全額一般財源でございます。

次に、地方創生推進事業 990 万円でございますが、官民連携事業にかかわる民間資金等活用事業調査について事業に必要な期間を確保するため、委託料を繰り越したものです。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、3 項戸籍住民基本台帳等事務事業 264 万円でございますが、転入転出のワンストップ化にかかわるシステム改修に要する事業期間を確保するため、委託料を繰り越したものでございます。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、3 款民生費、2 項保育所運営事業の 443 万円でございますが、保育士等処遇改善臨時特例事業について、事業期間の延長に伴い委託料及び補助金を繰り越したものです。財源は全額国庫支出金であります。

次に、子育て世帯臨時特別給付金事業、これは住民税非課税世帯等でございますけれども、1,356万円でございます。給付金の支給期間の延長に伴い、役務費及び扶助費を繰り越したものです。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、4款衛生費、1項新型コロナワクチン接種事業の121万6,000円でございますが、4月以降に実施された3回目接種に対応するため、役務費及び委託料を繰り越したものです。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業委員会運営事業20万円でございますが、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業の繰り越しに伴い、需用費を繰り越したものであります。財源は全額県支出金でございます。

最後ですけれども、10款教育費、1項学校整備事業の5,363万3,000円でございます。こちらは統合小学校の整備にかかわる設計等に要する期間を確保するため委託料を繰り越したものであります。財源は全額一般財源でございます。

以上のとおり御報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（新井 庫君）続いて、報告第2号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第2号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたします。

繰り越しました事業は、下水道施設整備事業で金額につきましては、5,201万2,000円となります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（松村聖市君）報告第2号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

議案書の 101 ページをお願いいたします。

第 1 款下水道事業費、第 1 項下水道事業費、事業名下水道施設整備事業の 5,201 万 2,000 円でございます。

内容につきましては、環境浄化センター自家発電設備更新工事及び下水道施設耐水化計画策定業務でございます。

初めに、自家発電設備更新工事でございます。この工事につきましては、世界規模で不足した半導体の確保に 6 カ月の日数を要し、事業の進捗が図れなかったことから、必要な工期を確保するため、繰り越しを行ったものでございます。財源は国庫支出金 2,475 万 6,600 円、地方債 2,020 万円、一般財源 5 万 5,400 円となります。

次に、下水道施設耐水化計画策定業務でございます。

この業務は近年の台風や豪雨において下水道施設が浸水により機能停止するなどの被害が生じたことを受け、国土交通省から策定を求められていた業務でございます。茨城県と調整した結果、未契約繰越を行い、令和 4 年度に事業を実施することとなったため、繰り越しを行ったものでございます。財源は国庫支出金 300 万円、一般財源 400 万円でございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第 3 号の上程、説明、質疑

○議長（新井 庫君）続いて報告第 3 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第 3 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告をいたします。

繰り越しました事業は、農業集落排水施設整備事業で、金額につきましては 508 万 2,000 円となります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（松村聖市君）報告第3号 令和3年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の103ページをお願いいたします。

第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水事業費、事業名農業集落排水施設整備事業の508万2,000円でございます。

内容につきましては、長期利用財産処分申請書類作業業務でございます。この業務は農業集落排水施設を下水道施設に統合するには、農業集落排水施設の財産処分が必須となるため、関係機関との協議資料及び農林水産省への申請書類を作成する業務でございます。農林水産省との調整に不測の日数を要しているため、繰り越しを行ったものでございます。財源は一般財源508万2,000円となります。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（新井 庫君）続いて、報告第4号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和3年度経営状況の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第4号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和3年度経営状況について御報告を申し上げます。

先月5月30日に開催された同センターの株主総会において、令和3年度の決算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

令和4年度つきましても、コロナ禍の中、度重なる感染拡大に翻弄された1年となりました。4月には感染に対する認識も深まり人流も出始めておりましたが、コロナ前とはほど遠い状況であり、7月に入るとデルタ株拡大による第5波による蔓延防止措置、8月の緊急事態宣言の発令などにより、9月まで前年割れの売り上げとなりました。11月より感染者の減少に伴い、徐々に人流が出始めましたが、年末からのオミクロン株に

より再び人流が滞り、令和3年度の売上高は2億7,937万円となりました。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）産業課長の補足説明を願います。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）報告第4号について御説明申し上げます。

議案書105ページをお願いいたします。

令和3年度道の駅ごかの事業報告でございます。

長引くコロナの影響により周年イベント等は開催できず、季節フェアやキャンペーン企画などを中心に年間26件行いました。

次に、五霞まちづくり交流センター第18期の決算報告書について御説明いたします。

108ページをお願いいたします。貸借対照表でございますが、左の欄の資産の部は現金預金等の流動資産並びに建物や設備等の固定資産を合わせた額で合計1億6,703万3,976円でございます。続いて、右の欄の負債の部は流動負債、固定負債を合わせて7,600万9,448円。純資産の部は、資本金及び利益剰余金等で9,102万4,528円。負債、純資産の部の合計は1億6,703万3,976円でございます。

続いて、109ページの損益計算書になります。令和3年度の経営状況をあらわすもので、売上高は右中段に表示されております。税抜き総額2億7,937万5,410円で前年度比1,472万円の増となっております。内訳といたしましては、1段目のレストラン売上高4,478万6,577円ですが、これはレストラン華こぶしの売り上げで前年度比90万円の増となっております。

2段目の物産売上高1億2,167万1,692円ですが、これは物販の売上高であり、物販コーナーでのラスクや冷凍のローズポークまん等の売り上げに加え、新たな試みとして実施した、ふるさと納税返礼品の増加や、五霞米みそ、オリジナルジェラートの販売などごかみらいラボの効果により、前年度比895万円の増となっております。

続いて、6段目の農産物直売所売上高1,540万7,685円ですが、これは農産物直売所売り上げの2%と、固定家賃1平米あたり1,700円の額で構成される施設使用料でございます。

続いて中段の売上原価合計の1億3,142万1,029円ですが、これは期首棚卸高と仕入れに要した経費の合計から期末棚卸高を差し引いたもので、前年度比で828万円の増となっております。仕入れ高が1億3,205万5,678円となり、前年度比で934万円の増となったことが要因でございます。

続いて、販売費及び一般管理費合計は1億6,126万3,992円です。前年度比で10万円の減となっております。110ページが内訳となっております。販売員給与、委託費等の減が主な要因となっております。続いて、営業外収益合計は732万7,989円となります。うち雑収入に関しましては、前年度比で151万円の減となっており、国からのコロ

ナ支援金の減が主な要因となっております。

続いて、最下段の当期純利益マイナス 750 万 7 円につきましては、営業利益マイナス 1,330 万 9,611 円に営業外収益合計 732 万 7,989 円を足して、営業外費用合計 128 万 3,385 円、法人税及び住民税 23 万 5,000 円を差し引いた額となっております。前年比 1,303 万 112 円のマイナスから 750 万 7 円のマイナスへと若干改善されております。

続いて、110 ページは販売費、一般管理費の内訳でございます。全体の約 6 割以上が人件費であり、そのほかは委託費、電気料金、備品・消耗品等でございます。

最後に来場者数、レジ通過者、税込み売り上げを報告させていただきます。来場者につきましては 60 万 6,316 人。令和 2 年度は 60 万 2,810 人で前年度比 3,496 人の増となっております。売り上げにつきましては交流センターが税込み 3 億 428 万 1,523 円。令和 2 年度は 2 億 8,820 万 9,901 円で前年度比 1,607 万 1,622 円の増。直売所が 4 億 6,277 万 6,045 円。令和 2 年度は 5 億 49 万 1,973 円で前年度比 3,771 万 5,928 円の減となっております。道の駅全体で 7 億 6,705 万 7,568 円。令和 2 年度は 7 億 8,870 万 1,874 円で前年度比 2,164 万 4,306 円の減となっております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

質疑はありませんか。

江森美佐雄君。

○3 番（江森美佐雄君）お尋ねいたします。

2021 年度の当初の売上高の計画目標値、経常利益の計画目標値をお尋ねいたします。

あわせてですね、2021 年度に新たにこういうことを取り組みたいという課題、年度当初のですね。以上について、御説明お願いしたいと思います。

○議長（新井 庫君）産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）こちらの詳細につきましては 6 月全協のほうで質問を踏まえた中で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）江森議員。

○3 番（江森美佐雄君）そういうことであればわかりました。

いずれにしても今、コロナ禍において、2020 年度に比べて 21 年度、相当努力をしておりますね、盛り返している部分も相当あると思います。そうかといって平年に比べればですね、まだまだ厳しい状況にあるということですので、全協で御説明いただいて、詳細についてはですね、申し上げたいことがちょっとありますので。

これで終わります。

○議長（新井 庫君）ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長（新井 庫君）続いて発議第3号 五霞町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から、提案理由の説明を求めます。

〔8番 宇野進一君 登壇〕

○8番（宇野進一君）発議第3号 五霞町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

今回の会議規則の変更は、全国町村議会議長会において、各町村議会会議規則の定める本会議や委員会における欠席事由の明文化及び請願への押印の見直しに関し検討が行われ、先日、標準町村議会会議規則の一部改正としまして、五霞町議会に対しましても通知がされたところでございます。

五霞町議会としましても、今回の規則改正趣旨や考え方を踏まえ、一部改正を提案するものでございますので、議員各位の理解と御賛同をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）続きまして、議会事務局長より補足説明を願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（田口啓一君）それでは議案書112ページをお開きください。

五霞町議会会議規則の一部を改正する規則について御説明いたします。提出者は議会運営委員長の宇野議員、賛成者として榎下議員、鈴木議員の両常任委員長となります。

続きまして、改正の内容でございますが、114ページの新旧対照表にて御説明させていただきます。

まず1点目でございます。会議規則第2条に掲げます欠席の届出に関する項目でございます。議員活動と家庭生活との両立支援策を初め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、公務、傷病、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前6週間、産後8週間の欠席期間を規定するものでございます。

続きまして、115ページをお願いいたします。2点目でございます。第85条に掲げます請願書の記載事項等に関する項目でございます。請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又

は記名押印に改めるものでございます。内容につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

本案は直ちに採決することに決しました。発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり、賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、発議第3号 五霞町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（新井 庫君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午前11時 6分